第明治三十五種郵便物認可
△
○　○
1　平成25年8月19日　月曜日　官　報　（号外第181号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他
会社決算公告
一
二九四〇
四五

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４７号
茨城県結城市新福寺３丁目12番地４　ヒーローマンション城南Ｂ101
債務者　小松田由美子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７０９号
京都市伏見区久我東町３番地28、前住所京都市伏見区久我石原町９番地114
債務者　奥村久美子（旧姓佐原）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１５号
京都市右京区太秦北路町16番地１　ハイツ北路301
債務者　西村比佐男
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６９号
京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ46－602
債務者　スナック姉妹こと　上田文美子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２９号
京都府相楽郡和束町大字湯船小字岩倉246番地
債務者　前田　紗希
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市上灘町55番地１　田中住宅、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭70番地
債務者　藤田　英司
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市福富209番地３、旧住所岡山県真庭市湯原温泉455番地28
債務者　舩木　智士（旧氏名平井智士）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２１３号
山梨県甲斐市大下条739番地　保坂住宅
債務者　輿石　豊彦
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門2755番地
債務者　一瀬　敏直
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
山梨県甲斐市中下条932番地５
債務者　中込慎二郎
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
北海道網走郡大空町女満別西３条６丁目１番７－201号　あけぼの公住
債務者　田丸　佳子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
神戸市東灘区本庄町１丁目２番11号、住民票上の住所神戸市東灘区深江北町３丁目７番１－313号
債務者　長田　充記
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部